

モザンビーク国際平和協力業務実施要領（概要）

（司令部業務分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

- (1) モザンビーク共和国内において、国連事務総長等が指図する地域
- (2) 平成5年5月6日から平成7年2月15日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務（国際平和協力法第3条第3号イからタまでに掲げる業務）

3 国際平和協力業務の実施の方法

- (1) 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を実施
- (2) 隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密な連絡をとる。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際連合の要請する階級を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) モザンビーク共和国に関して政治的な利害関係を有していない者

であること。

- (5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 本部長が業務を中断するよう指示した場合、隊員は当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 紛争当事者が、停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合
 - イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなったと認められる場合
- (3) 業務の中断の際の報告
- (4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

- (2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、他のONUMOZ要員又は在モザンビーク日本大使館の館員（モザンビーク現地支援チーム要員を含む。）と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

- (3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡

- (4) 武器の携行、保管及び使用

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において武器を携行することができる。武器の使用は、国際平和協力法第24条に定めるところによるものとする。

- (5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告

- (6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与しては

ならない。

- (7) モザンビーク国際平和協力隊の隊長と隊員との関係
別途本部長が定める。

モザンビーク国際平和協力業務実施要領（概要）

（輸送調整分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

- (1) モザンビーク共和国内のテテ、ザンベジア、マニカ、ソファラ、インハンバン、ガザ及びマプトの各州であって、国連事務総長等が指図する地域。ただし、輸送の業務のうち物資の補給を行う場合はフィリピン共和国、タイ王国、モルディヴ共和国、セイシェル共和国及びケニア共和国を含む。

(2) 期間

平成5年5月6日から平成7年2月15日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) 輸送の業務のうち輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整に係る国際平和協力業務
- (2) (1)に掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の補給
- (3) モザンビーク国際平和協力隊のための物資の補給

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 2(1)に掲げる業務に関する事項

ア 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を実施

イ 輸送調整部隊の長は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密な連絡をとる。

ウ 派遣要領

平成5年5月中に、現地において国際平和協力業務を実施でき

るよう、輸送調整部隊を派遣

エ 交替要領

派遣後、概ね6ヶ月を経過した後、輸送調整部隊を交替

(2) 2(2)に掲げる業務に関する事項

航空自衛隊により、物資の補給を実施

(3) 2(3)に掲げる業務に関する事項

航空自衛隊は、2(2)に掲げる業務を実施するに際し、能力上の余裕を利用して実施できる場合に限り、モザンビーク国際平和協力隊のための物資の補給を実施

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

(1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

(2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

(3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

(1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 防衛庁長官が本部長と協議の上、国際平和協力業務を中断するよう指示した場合、国際平和協力業務を行う部隊の長（「部隊長」）は当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を防衛庁長官を通じて本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合
 - イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなったと認められる場合
- (3) 業務の中断の際の報告
- (4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

部隊長は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに防衛庁長官を通じて本部長に報告し、その指示を受ける。
- (2) 安全のための措置
 - ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、防衛庁長官の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該

業務を一時休止する。

イ 部隊長等は、必要に応じて、他のONUMOZ要員又は在モザンビーク日本大使館の館員（モザンビーク現地支援チーム要員を含む。）と連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 武器の携行・保管及び使用

武器を保安上適切と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において、隊員に武器を携行させることができる。

武器の使用は、国際平和協力法第24条に定めるところによるものとする。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

部隊長たる国際平和協力隊員は、業務に関する調査、効果の測定及び分析について速やかにその内容をとりまとめの上、本部長に報告し、本部長は、防衛庁長官に対し通報する。

(5) 隊員の交替

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交替

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) モザンビーク国際平和協力隊の隊長と部隊長の関係は別途本部長が定める。

モザンビーク国際平和協力業務実施要領（概要）

（選挙監視業務分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）モザンビーク共和国及び南アフリカ共和国ヨハネスブルグ

（2）平成6年10月19日から同年11月8日まで（大統領選挙について再選挙が行われる場合にあっては、同年12月31日まで）の間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

モザンビーク共和国の大統領及び国会議員の選挙の公正な執行の監視に係る国際平和協力業務（国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務）

3 国際平和協力業務の実施の方法

（1）原則

実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図に従い、業務を実施

（2）具体的な業務内容

投票が自由かつ公正に行われるか否かについて、投票の秘密保持に特に配慮しつつ監視する等。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

（1）公正・自由・民主主義的な選挙の意義を理解し、説明できる者であること。

（2）必要な体力及び精神力を有する者であること。

（3）必要な語学力を有する者であること。 等

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項

（1）本部長の指示による中断

(2) 隊員は、以下に掲げる場合にその状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意又は国際連合平和維持活動に対する同意等を撤回した場合

イ 大規模な武力紛争の発生等、合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ その他合意又は同意が存在しないと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動の中立性が損なわれた場合

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施要領の変更権限の一部委任

隊員は、具体的業務内容について、実施計画の変更を伴わない限度において、事務総長等による指図に適合するよう、実施要領を変更することができる。

(2) 実施計画の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(3) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け又は事務総長等と連絡をとる暇がないときは、業務を一時休止する。

イ 積極的に自らの安全に係る情報の収集に努め、常に安全の確保に留意する。

等